

重要事項説明書〈居宅介護支援、介護予防支援〉

(令和7年11月1日現在)

事業所名	居宅介護支援事業所まつがおか
所在地	平塚市東中原2丁目2番56-2号
事業者指定番号	神奈川県 1472004520
管理者 連絡先	栗田 幸二 0463-71-5441
サービス提供地域	平塚市（居宅介護支援、介護予防支援） 大磯町（居宅介護支援）

1 事業所の概要

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	員 数
管理者	業務の把握、調整、管理	1名(兼務)
主任介護支援専門員	居宅サービス計画の作成	4名(専従3名：兼務1名)
介護支援専門員	居宅サービス計画の作成	2名(専従2名)

3 営業時間

8:30～17:30（日曜日は休業させていただきます）

（注）12/31～1/3 は「休日」扱いとします。

（24 時間連絡が可能な体制を確保しています。）

4 サービス利用料及び利用者負担

(1) 居宅介護支援（介護予防支援）については、利用者のご負担はありません。

(2) 介護支援専門員が通常のサービス地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費実費をご負担いただきます。

料金表（平塚市）

居宅介護支援 地域区分1単位10.70円

区分		サービス 単位	サービス 利用料金
居宅介護支援費（ⅰ） ※介護支援専門員一人当たり 利用者44人未満	要介護1・2	1,086単位/月	11,620円/月
	要介護3・4・5	1,411単位/月	15,097円/月
居宅介護支援費（ⅱ） ※介護支援専門員一人当たり 利用者45人以上60人未満	要介護1・2	544単位/月	5,820円/月
	要介護3・4・5	704単位/月	7,532円/月
居宅介護支援費（ⅲ） ※介護支援専門員一人当たり 利用者60人以上	要介護1・2	326単位/月	3,488円/月
	要介護3・4・5	422単位/月	4,515円/月

加算について

加算	サービス単位	料金
初 回 加 算	300 単位	3,210 円/月 該当月のみ
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250 単位	2,675 円/月 該当月のみ
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200 単位	2,140 円/月 該当月のみ
イ）退院・退所加算（Ⅰ）イ	450 単位	4,815 円/月 該当月のみ
ロ）退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600 単位	6,420 円/月 該当月のみ
ハ）退院・退所加算（Ⅱ）イ	600 単位	6,420 円/月 該当月のみ
ニ）退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750 単位	8,025 円/月 該当月のみ
ホ）退院・退所加算（Ⅲ）	900 単位	9,630 円/月 該当月のみ
通院時情報連携加算	50 単位	535 円/月 該当月のみ
ターミナル ケアマネジメント加算	400 単位	4,280 円 該当月のみ
緊急時等 居宅カンファレンス加算	200 単位	2,140 円 該当月のみ
特定事業所加算Ⅱ	421 単位	4,504 円/月

介護予防支援 地域区分1単位10.70円

区分	サービス単位	サービス利用料金
介護予防支援費（Ⅰ）	442単位/月	4,829円/月

加算について

加算	サービス単位	料金
初 回 加 算	300単位	3,210円/月 該当月のみ

料金表（大磯町）

居宅介護支援 地域区分1単位10.42円

区分		サービス 単位	サービス 利用料金
居宅介護支援費（ⅰ） ※介護支援専門員一人当たり 利用者44人未満	要介護1・2	1,086単位/月	11,316円/月
	要介護3・4・5	1,411単位/月	14,702円/月
居宅介護支援費（ⅱ） ※介護支援専門員一人当たり 利用者45人以上60人未満	要介護1・2	544単位/月	5,668円/月
	要介護3・4・5	704単位/月	7,335円/月
居宅介護支援費（ⅲ） ※介護支援専門員一人当たり 利用者60人以上	要介護1・2	326単位/月	3,396円/月
	要介護3・4・5	422単位/月	4,397円/月

加算について

加算	サービス単位	料金
初 回 加 算	300 単位	3,126 円/月 該当月のみ
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250 単位	2,605 円/月 該当月のみ
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200 単位	2,084 円/月 該当月のみ
イ）退院・退所加算（Ⅰ）イ	450 単位	4,689 円/月 該当月のみ
ロ）退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600 単位	6,252 円/月 該当月のみ
ハ）退院・退所加算（Ⅱ）イ	600 単位	6,252 円/月 該当月のみ
ニ）退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750 単位	7,815 円/月 該当月のみ
ホ）退院・退所加算（Ⅲ）	900 単位	9,378 円/月 該当月のみ
通院時情報連携加算	50 単位	521 円/月 該当月のみ
ターミナル ケアマネジメント加算	400 単位	4,168 円 該当月のみ
緊急時等 居宅カンファレンス加算	200 単位	2,084 円 該当月のみ
特定事業所加算Ⅱ	421 単位	4,386 円/月

5 当事業所のサービスの方針等

- (1) 当事業所は、利用者の状況に応じ、可能な限り自立した居宅生活を念頭において居宅（介護予防）サービス計画を作成し、利用者の生活の質が向上するよう援助に努めます。
- (2) 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたった居宅（介護予防）サービス計画を作成します。
- (3) 当事業所は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、他の居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者、居宅（介護予防）サービス事業者、介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービスとの密接な連携に努めます。
- (4) サービス内容から逸脱している、次のことは行うことはできません。
 - ①ご利用者またはご家族からの金品・物品・飲食の授受。
 - ②介護保険外のサービスを求める：ペットの世話・草木の水やり・家族の食事の支度など。

6 事故・緊急時の対応等

居宅介護支援及び介護予防支援の提供に際して利用者の事故、怪我、体調の急変等があった場合は、医師や家族等関係者への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

7 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

居宅介護支援事業所まつかおか お客様相談窓口 対応時間 8:30～17:30	電話番号 0463-71-5441 FAX 0463-71-5840 対応担当者 栗田 幸二
--	--

公的機関においても、次の機関において苦情の申出ができます。

市町村介護保険相談窓口 平塚市介護保険課 対応時間 8:30～17:00	所在地 平塚市浅間町 9-1 電話番号 0463-21-8790（直通）
介護予防支援相談窓口 平塚市地域包括ケア推進課 対応時間 8:30～17:00	所在地 平塚市浅間町 9-1 電話番号 0463-20-8210（直通）
市町村介護保険相談窓口 大磯町高齢介護課 高齢福祉係 対応時間 8:30～17:00	所在地 中郡大磯町小磯 183 電話番号 0463-61-4100（代表）
神奈川県国民健康保険団体連合会 （国保連） 対応時間 8:30～17:15	所在地 横浜市西区楠町 27 - 1 電話番号 045-329-3447（直通）

[苦情対応]

利用者は、提供した居宅介護支援及び介護予防支援に苦情がある場合または事業者が作成した居宅（介護予防）サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

8 秘密保持

事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に提供することはありません。

あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件下で情報提供をすることができます。

9 利用者やその家族に対する契約時の説明等

指定居宅（介護予防）サービス計画の作成に当たっては、

- ・利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能であること
- ・居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅（介護予防）サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること
- ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等。（別紙）

以上の内容について、利用申込者またはその家族に文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず、利用申込者から署名を得ることとします。

10 医療機関との連携

利用者が医療機関に入院する必要がある場合には、介護支援専門員と医療機関との早期連携を図るため、入院する医療機関に担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先をお伝えいただきますよう、ご協力をお願いします。

11 職員研修

介護支援専門員資格更新研修、認定調査員研修等の必須となる研修を中心に、介護支援専門員としての資質向上を図るために、以下が開催する研修へも計画的に参加をしていきます。

全国社会福祉協議会、神奈川県社会福祉協議会、神奈川県及び平塚市介護保険課
平塚市システム会議居宅部会、平塚市地域包括支援センター等

12 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 伸生会
代表者名	大畑 直裕
所在地・電話番号	平塚市御殿 2 - 17 - 42 0463 - 35 - 3440
業務の概要	昭和28年7月7日法人設立 平塚特別養護老人ホーム 昭和49年 6月 1日開所 老人介護福祉施設 定員67名 短期入所生活介護 定員 6名 伸生会デイケアセンター 平成 1年 4月 1日開所 通所介護 定員30名 居宅介護支援 平塚養護老人ホーム 昭和44年 8月 1日開所 養護老人ホーム（介護保険対象外サービス）定員60名 短期入所生活介護 定員10名 特定入所者施設（湘南の街） 訪問介護（湘南の街 訪問介護ステーション） いきいきデイサービス 平成18年 6月 1日開所 認知症通所介護 定員9名 地域包括支援センター 平成18年 4月 1日開所 地域包括支援センターごてん 平成29年 4月 1日開所 地域包括支援センターまつがおか 令和 5年 4月 1日開所 大磯町東部地域包括支援センター

	伸生会ケアセンターまつがおか 令和元年 6月 1日開所 居宅介護支援事業所まつがおか 令和元年 7月 1日開所 地域密着型通所介護 うんどう・デイ・まつがおか 定員午前18名、午後18名 学童保育 伸生会金目っ子クラブ 令和3年 4月 1日開所 学童保育 伸生会金目っ子クラブ2nd 令和5年 4月 1日開所 学童保育 伸生会岡崎っ子クラブ 令和5年 4月 1日開所 学童保育 伸生会岡崎っ子クラブ2nd 令和5年 4月 1日開所
--	---

13 サービスの内容

- (1) 当事業所(居宅介護支援事業所まつがおか)は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切にできるように利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅（介護予防）サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。
- (2) 居宅介護支援及び介護予防支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- (3) 居宅介護支援及び介護予防支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、提供されるサービスが特定の種類または特定の事業者 に不当に偏ることがないよう、公正中立を行います。
- (4) 居宅介護支援及び介護予防支援にあたっては、要介護や要支援の軽減若しくは悪化の防止または要介護や要支援の状態になることの予防に資するよう行なうとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- (5) 当事業所は、居宅（介護予防）サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行なうことにより、居宅（介護予防）サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の居宅（介護予防）サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明を行います。

14 感染症の予防及びまん延防止のための措置

当事業所(居宅介護支援事業所まつがおか)は、感染症が発生し、又はまん延しないようにするため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果に従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針(マニュアル)を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15 業務継続計画の策定等

- (1) 当事業所(居宅介護支援事業所まつがおか)は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援(介護予防支援)等の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」といいます。)を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) センター等は、従業者に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) センター等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16 虐待防止に関する事項

当事業所(居宅介護支援事業所まつがおか)は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待を防止するための指針(マニュアル)を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待を防止するための対策を適切に実施する担当者を配置します。

- 2 サービス提供中に従業者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村へ通報するものとします。

17 市町村への届け出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは居宅介護支援専門員(ケアマネジャー)にご相談ください。

18 キャンセル等

- (1) 利用者がこの居宅介護支援及び介護予防支援に係る訪問調査等のサービスをキャンセルまたは中断する場合は事前に下記宛てご連絡ください。

 0463 - 71 - 5441

- (2) 居宅（介護予防）サービス計画の変更、事業者との連絡、調整等について利用者が行なった依頼（取り消し）等についても速やかにご連絡ください。
- (3) 当居宅介護支援事業所は、キャンセル料金等必要ありません。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

居宅介護支援及び介護予防支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

(事業者) 平塚市東中原 2丁目2番56-2号
居宅介護支援事業所まづがおか

説明者（介護支援専門員）

㊟